企画提案説明書

１．業務目的

島根県では、「IT 人材確保促進業務」として、島根県内の IT 企業の採用支援を目的として、県外で働く IT エンジニアを対象とした県内 IT 企業への転職支援サービス（「IT WORKS＠島根」）を運営している。「IT WORKS＠島根」は、登録者は年々拡大しているものの、島根県内の IT 企業への転職者の実績は 20 名前後のまま推移している。このため、今年度限りの集中的な取組として、既登録者（以下「登録者」という。）のフォローアップの強化や新たな登録者の獲得を目的とし本業務を実施する。

また、本業務では、新たなアイディアの創出や取組、チャレンジを優先し、様々な取組を通じて「IT WORKS＠島根」の活用方法をブラッシュアップしていく。

２．募集内容

（１）委託業務名

島根県即戦力 IT 人材確保強化業務

（２）業務内容

別添「企画提案に係る業務仕様書」のとおり

（３）委託期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 20 日まで

（４）委託料の上限額

13,000 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

（５）留意事項

第 482 回島根県議会（令和 4 年 9 月定例会）において、本業務に係る予算の議決がなされない場合は、当該業務の発注を取り止めます。

３．応募資格

（１）単独の法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

（２）単独の法人又はコンソーシアムの構成員は、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

② 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

③ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限内において、その措置の期間が満了していない者でないこと。

④ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

⑤ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

⑥　島根県の区域内に事業所を有する者にあっては県税の、島根県の区域内に事業所を有しない者にあっては主たる事務所の所在地の都道府県における都道府県税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。

⑦　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

４．募集に関するスケジュール等

業務の委託に当たり、企画提案競争参加者から事前に企画提案競争参加表明書を徴して、資格の有無を審査し審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し企画提案書の提出及びプレゼンテーションへの出席を要請する。

（1）募集期間	令和4年9月6日（火）～令和4年9月22日（木）午後5時
（2）質問の受付期間	質疑がある場合は、必ず企画提案競争質問書（様式1）にて令和4年9月15日（木）15時までに持参又は電子メールにより提出すること。
（3）質問の回答方法	受け付けた質問をとりまとめ、県HP「入札情報」に掲載して回答する。
（4）質問の回答予定日	令和4年9月20日（火）
（5）企画提案競争参加表明書の提出	企画提案競争に参加する者は、企画提案競争参加表明書（様式2）に以下の書類を添付して令和4年9月22日（木）午後5時までに持参又は郵送（郵便書留に限る。）により1部提出すること。 ・宣誓書（様式3） ・消費税及び地方消費税に係る納税証明書　1部 ・島根県税に係る納税証明書（島根県内に事業所を有しない場合は、主たる事務所が所在する都道府県における都道府県税に係る納税証明書）　1部 ・会社概要が分かる資料（パンフレット、HPの写しなど） ・コンソーシアムの場合は、コンソーシアム協定書の写し ※コンソーシアムにあっては、構成員ごとに納税証明書を各1部提出すること。 ※持参、郵便書留いずれの場合も受付時間は、午前9時から午後5時（土・日・祝日は除く。）までとする。 ※有料職業紹介事業許可証を必要とする提案をする者はその写しを1部提出すること。
（6）参加資格通知予定日	参加者表明書を受理後速やかに通知する。 参加資格を有しないと判断された場合は、本企画提案には参加できない。
（7）企画提案競争への参加辞退	企画提案競争参加表明書を提出した後で参加を辞退する場合は、企画提案競争参加辞退届（様式4）を令和4年9月28日（水）まで

	に持参又は郵送（郵便書留に限る。）により１部提出すること。 ※持参、郵便書留いずれの場合も受付時間は、午前９時から午後５時（土・日・祝日は除く。）までとする。
（８）企画提案書提出期限	令和４年９月 28 日（水）午後５時
（９）企画提案者プレゼンテーション及び審査予定日	令和４年 10 月６日（木）／ オンライン ※プレゼンテーションの時間及び接続方法については、企画提案競争への参加表明書提出者に別途通知する。
(10)企画提案者プレゼンテーションの方法	企画提案者ごとに、企画提案書による説明（20 分程度）の後に、審査委員からの質問時間を設定する。
(11)委託予定事業者の決定	令和４年 10 月７日（金）（予定）
○提出先及び問合せ先 島根県商工労働部産業振興課　新ビジネス創造グループ 担当：鬼木 〒690-8501 松江市殿町１番地（島根県庁本庁舎２階） TEL：0852-22-5620 メール：sangyo-shinko@pref.shimane.lg.jp	

５．企画提案書の作成、提出方法等

（１）作成方法	・企画提案書（様式 5）により作成すること。企画提案の審査は別添「企画提案競争評価基準」に基づき実施するので、別添「企画提案に係る業務仕様書」の内容を効果的に実施する方法を記載すること。 ・用紙の大きさはA4 判縦、横書き、左綴じを原則とする。（図表等は必要に応じ A3 判の折り込みも可とする。）
（２）提出方法・提出先	・計５部提出すること。 ・令和４年９月 28 日（水）午後５時までに持参又は郵送（郵便書留に限る。）により提出すること。 ※持参、郵便書留いずれの場合も受付時間は、午前９時から午後５時（土・日・祝日は除く。）までとする。
（３）見積書	・内訳が分かる見積書を１部提出すること。また、見積書の写しを企画提案書にそれぞれ綴り込むこと。 ・見積金額は、消費税及び地方消費税を含む額とすること。
（４） 企画提案競争等に係る留意事項	・参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがある。 ①提出期限、提出先又は提出方法に適合しないもの。 ②記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。 ③虚偽の内容が記載されているもの。 ・提出期限後における企画提案書の差替え及び再提出は認められない。 ・企画提案競争の採否は、文書で通知する。

	・本要領に基づき提出された書類は返還しない。 ・提出書類の著作権は企画提案者に帰属する。 ・提案書類は、他の企画提案者に対して非公開とする。 ・採用した提案は、県により内容の一部を変更することがある。 ・提出された書類等は、島根県情報公開条例（平成 12 年島根県条例第 52 号）に基づき開示する場合がある。

６．審査方法等

（１）審査内容	・別添「島根県即戦力 IT 人材確保強化業務企画提案競争評価基準」のとおり。
（２）委託予定事業者の決定	・審査会において、県の定める最低基準点を超え、かつ最も高い採点を得た企画提案者を委託予定事業者とする。 ・審査の結果適当と判断される企画提案書がない場合は委託予定事業者を選定しないことがある。 ・最高点の企画提案者が複数の場合は見積額の安価な企画提案者を委託予定事業者とし、見積額も同額である場合には当該者によるくじ引きにより委託予定事業者を選定する。 ・企画提案者が 1 者の場合であっても審査会は開催し、審査会の採点が県の定める最低基準点を超える場合に当該者を委託予定事業者として選定する。 ・企画提案が多数の場合は、書面による一次審査を行うことがある。
（３）応募者への採否通知	・委託予定事業者の決定通知は令和 4 年 10 月 7 日（金）に、それ以外の通知は令和 4 年 10 月中旬を予定。 ・審査経過は公表しないものとし、審査結果に対しての異議申立ては受け付けない。

７．契約内容等

（１）委託期間	契約締結日～令和 5 年 3 月 20 日
（２）委託料上限額	13,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）
（３）契約方法	・委託予定事業者と委託内容について協議のうえ、委託料上限額の範囲内で委託契約を締結する。 ・最終仕様の決定に際し、企画提案の一部を変更等する場合がある。
（４）委託料の支払	原則として精算払とする。ただし、業務上必要と認められる場合は、前金払を行うことができる。
（５）一括下請け及び再委託の禁止	業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に実施する上で必要と認められるときは、県と協議の上その一部を再委託することができる。
（６）契約保証金	島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）第 69 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保

	を納付すること。ただし、同規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除できる場合がある。
（7）著作権等	本業務により生じた著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）その他の権利は県に帰属する。
（8）個人情報の保護	本業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守するとともに、入手した個人情報については島根県個人情報保護条例（平成 14 年島根県条例第 7 号）に基づき適正に取り扱うこと。
（9）守秘義務	本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託期間終了後も同様とする。
(10) 契約書及び業務仕様書	別途作成・提示する。